

指定旧供給区域等小売供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令（平成二十八年経済産業省令第三十三号）第十条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

令和二年十一月十一日

関東経済産業局長 濱野 幸一

- 一 件名 京葉瓦斯株式会社申請の指定旧供給区域等小売供給約款の変更の認可に係る公聴会
- 二 期日 令和二年十二月二日 午後一時三〇分から
- 三 場所 新富近隣センター 会議室（千葉県柏市豊四季九四五番地の一）
- 四 事案の要旨

- 1 指定旧供給区域等小売供給約款の変更（供給区域の減少）
- 2 詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一 さいたま新都心合同庁舎一号館）及び京葉瓦斯株式会社（千葉県市川市市川南二丁目八番八号）において閲覧に供する。

五 その他

- 1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること）、氏名（ふりがなを付すこと）、職業（団体又は企業にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「京葉瓦斯株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、令和二年十一月十八日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇一九七一五 埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一 さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

- 2 傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「京葉瓦斯株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、令和二年十一月十八日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇一九七一五 埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一 さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

- 3 公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。
- 4 期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長 殿

(ふりがな)
届出者 氏 名

(郵便番号)
住 所
(電話番号)

職 業

京葉瓦斯株式会社申請の指定旧供給区域等小売供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

(意見の概要)

備考

- 1 届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格A4とすること。
- 2 意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。
- 3 団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。